

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「当法人」という。）におけるコンプライアンス及び倫理上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、当法人規則（定款、規程・ルール、行動規範、ポリシー等全てを含む）、SO 国際本部が定めるルールや規範、取引に関わる契約・約款および社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(基本方針)

第3条 当法人は日本国内におけるスペシャルオリンピックスの活動を統括し代表する組織として、コンプライアンス及び倫理の厳守を最優先の基本方針の一つと認識し、国内におけるスペシャルオリンピックス活動の普及・振興を図り、事業運営に当たるものとする。

(組織)

第4条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織としてコンプライアンス委員会を置く。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、以下の事項を所管する。

- (1) 倫理規程第3条に定める遵守事項の推進に関すること。
 - (2) 理事長の諮問に応じ、意見を具申する。
 - (3) 倫理およびコンプライアンスに関する方針、体制、規程等に関すること。
 - (4) 倫理およびコンプライアンスの啓発及び教育に関すること。
 - (5) その他、コンプライアンス・倫理上の課題となる事項
- 2 委員長は理事の中から理事長が委嘱する。
 - 3 委員は、委員長が当法人の理事、評議員、部長、課長のうちから推挙する者を、理事会の決議により、理事長が委嘱する。
 - 4 監事は必要に応じ、本委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 5 委員会は必要に応じ、専門的な知見を有する外部の専門家を陪席させることができる。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、その他必要な協力を求めることができる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任の委員の任期の満了する時までとする。
- 3 委員が連続して再任される場合は8年を限度とする。

(委員長の権限)

第7条 委員長は、次の各号の権限を有する。

- (1) 委員会の会務を掌握すること
- (2) 委員を理事会に推挙すること
- (3) 必要に応じて、理事会にその所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと

(コンプライアンス委員会の開催等)

第8条 コンプライアンス委員会は、少なくとも年1回開催する。

- 2 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。
- 4 委員長は、委員会の議事について、開催日時、場所、議事の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

(決議)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席することにより成立し、その過半数によって決議する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 3 前項の方法による決議は、委員長が議案の要旨及び審議期間を明示して行い、過半数の賛成によって決するものとする。審議期間内に過半数の賛成を得られない議案は否決されたものとする。委員長は、審議期間経過後、遅滞なく、委員に対し、決議の結果を書面又は電磁的方法により報告する。

(事務等)

第10条 委員会に関わる事務は、総務部において行う。

- 2 総務部はコンプライアンス体制及びその推進及びコンプライアンス・倫理事案への対応等の統括、事務を行う。
- 3 総務部は、コンプライアンス・倫理施策の進捗状況その他コンプライアンス・倫理にかかわる事項を理事長及びコンプライアンス委員会に必要に応じて報告する。

(教育)

第11条 当法人は役職員に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 本規程は、2024年12月13日から施行する。